

障害福祉サービス事業者運営指導 主な指摘事項
〔生活介護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	①生活支援員及び看護職員の配置について、基準どおり配置されてなかった。 ②配置すべき医師を嘱託医により確保しているが、嘱託医の事業所における勤務実態が確認できなかった。	①生活支援員及び看護職員のうち、1人以上を常勤としてください。 ②勤務時間を客観的な記録をもって管理する等、配置していることがわかるよう記録してください。 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取り扱いとすることができます。ただし、この場合、医師未配置減算として12単位減算するものとして取り扱ってください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容に相違があった。	営業時間について、運営規程に定め、重要事項説明書等の文書により利用者へ説明を行ってください。 利用者から受領する費用の種類及びその額について、運営規程に定め、重要事項説明書等の文書により利用者へ説明を行い、同意を得た上で徴収してください。
重要事項説明書	重要事項説明書に記載する項目が不足していた。	重要事項説明書の記載する項目について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）を記載してください。

利用者負担額等の受領	日常生活に要する費用について、同意を得ず、費用を徴収していた。	日常生活に要する費用の対象となる内容（便宜）は、利用者又はその家族の自由な選択に基づいて行われるため、利用者、家族には事前に説明し、同意を得てください。
生活介護計画	①・アセスメントを実施していなかった。 ・アセスメントを実施した記録がなかった。 ②アセスメントに当たって、利用者に面接して行っていないかった。 ③計画作成に係る会議の記録が確認できなかった。 ④サービス提供前に計画の同意を得ていなかった。	①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。 また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。 ②アセスメントに当たっては、利用者に面接して行ってください。 ③計画の原案について、計画作成に係る会議を開催し、その内容を記録してください。 ④計画の目標や内容については、サービス提供前に利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。
サービス提供の記録	①サービス提供の都度、記録を作成していなかった。 ②月末にまとめて利用者等に確認を求めている。	①サービスの提供の都度、サービス提供日、提供サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録してください。 ②支給量の管理及び報酬の請求に係る適切な手続きを確保する観点から、サービス提供の都度、サービスを提供したことについて確認を得てください。
勤務体制の確保等	①職員に対する研修が実施されていなかった。 ②ハラスメント防止のための方針の明確化及び相	① 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や生活介護事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保してください。 ②事業者は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント（上司や同

	談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。	僚に限らず、入所者（利用者）やその家族等から受けるものも含む。）やパワーハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかった。	以下について、適切に実施してください。また必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。
	※参考：身体拘束等の適正化について ① 身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること（緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません）。 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（年1回以上）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上・新規採用時） ※適切な措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用される場合がありますので留意してください。	
虐待の防止	虐待防止のための措置を講じていなかった。	以下について、適切に実施してください。また必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。
	※ 参考：虐待の防止について ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ② 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること（年1回以上・新規採用時） ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと ※適切な措置を講じていない場合、虐待防止措置未実施減算が適用される場合がありますので留意してください。	
非常災害対策	①消防設備点検を実施していなかった。	①消火器、避難誘導灯、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備等の消防用設備については、6か月に1回点検し、1年に1回は消防署に報告してください。

	②消防計画及び防火管理者の届出をしていなかった。	い。 ②収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届出を行ってください。また防火管理者は消防計画を作成し、消防署に届出してください。
衛生管理	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。

3. 障害給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
食事提供体制加算	生活介護計画に食事提供体制加算の位置付けがなかった。	生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
欠席時対応加算	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録していなかった。	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録してください。
訪問支援特別加算	生活介護計画に訪問支援特別加算の位置付けがなかった。	生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
重度障害者支援加算	支援計画シート等の作成・見直しを行っていなかった。	重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)について、支援計画シート等の作成及び3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直してください。
福祉・介護職員等処遇改善加算	①福祉・介護職員等へ処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。 ②職員の処遇改善の内容・処遇改善に要する費用の見込額をインターネットの利用その他の適切	①全ての福祉・介護職員等に処遇改善計画等の内容を周知してください。 ②福祉・介護職員等処遇改善加算について、計画期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び職員の処遇改善に要する費用の見込額

	な方法により公表してい なかった。	をインターネットの利用その他の適切な方 法により公表してください。
	【参考】「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方 並びに事務処理手順及び様式例の提示について」厚労省通知（令和 7年3月7日障発 0307第1号）	